

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

緊急警報!!!

ハガキを使った 架空請求、急増! 「訴訟になる」と不安をあおる!

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
訴訟管理番号 (口)0000

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴訟が提起されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を過ぎて裁判を開始させて頂きます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受審されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、強制金や強制払戻及び、財産保全手続等の差し押さえを強制的に執行させて頂きます。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 2月21日
取り下げ等のお問い合わせ電話番号
03-6365-6341
受付営業時間 (日、祝日は除く)

詳細は裏面を
ご覧ください

事例

私の妻宛てに「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という題名のハガキが届いた。「訴訟を開始する」「差し押さえをする」と書かれている。まったく身に覚えがないが、連絡すべきだろうか。



アドバイス

**訴訟に関する書類はハガキでは届きません!
無視をする! 連絡しない!**

- ◆「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等の題名で、訴訟や差し押さえを行うとほのめかす架空請求ハガキに関する相談が急増中です。
- ◆訴訟に関する書類はハガキでは届きません! こうしたハガキが届いた場合には、「無視をする!」「連絡しない!」ことが対処の鉄則です。
- ◆連絡してしまうと、訴訟取下げのための弁護士費用などと言い、「コンビニに行ってギフトカードを購入し、番号を知らせるように」などと指示されます。「コンビニに行け!」と言われたら要注意です。プリペイドカード型電子マネーを購入し番号を伝えてしまうと、被害回復が極めて困難となります。
- ◆困ったことがあったら、消費生活センターに相談しましょう!



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

送り付けられた架空請求ハガキ(例)

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号 (□) 〇〇〇

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。

この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 2月21日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-6365-XXXXXXXXXX

受付営業時間(日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

「訴訟最終告知」といった訴訟に関する書類がハガキで送られてくることはありません。

どのような契約であるかが文面からは読み取れません。

「連絡がないと相手方の主張が認められる」「差し押さえになる」などとして不安をあまり、電話をかけさせようとしています!

取り下げの最終期日をハガキ到着後2、3日以内とすることで、消費者の不安をあまります!

公的機関のような名称が用いられていますが、実在しません!法務省の郵便番号を使うことで信用させようとしています。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835
電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506